

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和4年12月7日

富山市長 藤井 裕久

- 1 契約の件名
富山市職員勤続表彰に係る表彰状筆耕委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称
企画管理部職員課
- 3 契約の相手方を決定した日
令和4年12月2日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市五福3994番地
公益社団法人富山市シルバー人材センター
理事長 松島 十三男
- 5 契約金額
72,543円
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和4年12月9日

富山市長 藤井 裕久

- 1 契約の件名
八尾ふらっと館除雪業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称
市民生活部 市民生活相談課
- 3 契約の相手方を決定した日
令和4年12月9日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市五福3994番地
公益社団法人富山市シルバー人材センター
理事長 松島 十三男
- 5 契約金額
1時間あたり 2,038円
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。